平成２１年（フ）第８２１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1016号
債務者　浦上恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２６号
兵庫県尼崎市今福２丁目４番14号羽田文化
債務者　長野　正久
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２８号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目27番11号レディースライフマンション306号
債務者　碩　喜美代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７２号
兵庫県西宮市一ケ谷町８番４―401号
債務者　廣瀬　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1412号
債務者　生駒千代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７３号
奈良県大和郡山市筒井町890番地１　ロイヤルハイツ筒井501号室
債務者　前野　郁尚
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
奈良市南京終町７丁目526番地
債務者　鈴木美知代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０３号
奈良市東九条町1424番地　北和県住７―305号
債務者　薬師堂達也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１０号
奈良県桜井市大字東新堂339番地の10
債務者　泉志摩子こと　徐　志摩子(旧姓大川)
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２５号
奈良市南紀寺町５丁目61番地の10徳永操方、住民票上の住所奈良市南紀寺町２丁目174番地の23
債務者　秋山フミ子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４３号
奈良市六条西４丁目５番４―405号
債務者　浦口　孝道
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５９号
奈良県生駒市西旭ヶ丘６番36号
債務者　宮長　文子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２６１号
鳥取県鳥取市円通寺1229番地　市住Ｃ―131号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町浦富997　竹ヶ下第３団地
債務者　平嶋菜穂子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５号
鳥取県鳥取市大杙486番地37、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目148番地
債務者　小藏　理香
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
鳥取県鳥取市北村297番地
債務者　安藤　正輝
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１３号
鳥取県米子市皆生１丁目２番23号
債務者　米澤　直美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６８号
広島県三原市旭町２丁目４番３号
債務者　原田　国彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
愛媛県松山市雄郡２丁目７番22号　愛京ハイツ202号
債務者　青野　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
松山地方裁判所